

## 地方独立行政法人大阪府立病院機構にかかる評価の考え方について

平成 30 年 8 月 22 日決定  
令和元年 8 月 23 日改正  
令和 2 年 7 月 8 日改正  
令和 3 年 7 月 9 日改正  
令和 4 年 7 月 5 日改正

### 1 趣旨

地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「法人」という。）にかかる評価は、「大阪府における地方独立行政法人評価委員会（公立大学以外の法人）の運営及び知事の評価等に関する基本的な考え方」（平成 30 年 4 月 1 日施行、令和元年 7 月 2 日改正）を踏まえ、以下に示した基本方針及び評価方法等に基づき実施する。

### 2 評価の基本方針

- (1) 法人の組織・業務運営等に関して改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資することを目的に評価を行う。
- (2) 府民への説明責任の観点から、中期目標の達成に向けた法人の取組状況等を分かりやすく示すこととする。
- (3) 評価の方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

### 3 評価の方法

評価は、各事業年度終了後に「事業年度評価」、中期目標期間終了前に「中期目標期間見込評価」、中期目標期間終了後に「中期目標期間評価」を実施するものとし、それぞれの評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

### 4 「事業年度評価」の方法

中期計画及びそれに基づく年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。

#### (1) 法人による自己評価

- ① 法人は、小項目ごとの進捗状況について、I～V の 5 段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。
- ② 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）を記載する。
- ③ 業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取り組み、法人運営を円滑にすすめるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。

#### (2) 知事による項目別評価（小項目評価・大項目評価）

- ① 知事は、小項目ごとの進捗状況について、法人が行った自己評価について検証、評価または進捗状況の確認を行い、別紙に基づき I～V の 5 段階による評価を行う。

#### 【知事による小項目評価の区分】

V	特段の成果が認められる場合
IV	年度計画を相当程度上回る成果が認められる場合
III	年度計画を順調に実施している場合
II	年度計画を十分に実施できていない場合
I	特段の支障が認められる場合

ただし、想定しない重大な外的要因等により、年度計画が実施できなかつたと認められる場合は評価不能とする。

- ② 知事は、小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとの進捗状況について、別紙に基づきS・A～Dの5段階による評価を行なう。

S	特筆すべき進捗状況。
A	計画どおり。
B	おおむね計画どおり。
C	計画を十分に実施できていない。
D	重大な改善事項あり。

- ③ 必要に応じて、知事が評価の判断理由や特筆すべき点、遅れている点についてコメントを付す。

### (3) 知事による全体評価

知事において、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について、記述式による総合的な評価を行う。

## 5 「中期目標期間評価」の方法

中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。

### (1) 法人による自己評価

- ① 法人は、大項目ごとの進捗状況について、S・A～Dの5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。
- ② 業務実績報告書には、実績や自己評価及びその理由、今後の課題などを記載する。

### (2) 知事による項目別評価（大項目評価）

知事は、各事業年度評価の結果を踏まえ、中期目標の達成状況を調査分析し、別紙に基づきS・A～Dの5段階による評価を行う。

#### 【知事による大項目評価の区分】

S	特筆すべき達成状況。
A	目標どおり達成。
B	おおむね目標どおり達成。
C	目標を十分には達成できていない。
D	法人の組織、業務等に見直しが必要。

必要に応じて、知事が評価の判断理由や特筆すべき点、遅れている点についてコメントを付す。

### (3) 知事による全体評価

知事は、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式による総合的な評価を行う。

## 6 評価の具体的な進め方とスケジュール

- (1) 法人は、業務実績報告書を作成し、知事に提出する。【6月末まで】
- (2) 法人へのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、評価（素案）を作成する。【7～8月】
- (3) 地方独立行政法人法に定めるもののほか、必要に応じて評価委員会の意見聴取を行い、評価（案）を取りまとめる。【7～8月】
- (4) 評価（案）について法人に意見申し立て機会を付与する。
- (5) 評価委員会や法人の意見を踏まえ、評価を決定する。【8月末まで】

【別紙】評価にあたっては以下の目安を参考に行う。ただし、特に考慮すべき事項がある場合は、平均点によらず小項目評価するなど、これによらず評価を行う。

### (1) 事業年度評価の目安

#### ①-1 小項目に含まれる個々の実績の評価

点	定量的な評価が可能なもの	定量的な評価が困難なもの
5	特段の成果が認められる場合	特段の成果が認められる場合
4	年度計画を相当程度上回る成果が認められる場合 (例) 目標が 501 件以上の場合 → 達成度（目標対比）が 105%～ 目標が 101 件以上 500 件以下の場合 → 達成度（目標対比）が 110%～ 目標が 100 件以下の場合 → 達成度（目標対比）120%～ など	年度計画を相当程度上回る成果が認められる場合
3	年度計画を順調に実施している場合 (例) 達成度（目標対比）が 90%以上	年度計画を順調に実施している場合
2	年度計画を十分に実施できていない場合 (例) 達成度（目標対比）が 90%未満	年度計画を十分に実施できていない場合
1	特段の支障が認められる場合	特段の支障が認められる場合
－ (評価不能)	想定しえない重大な外的要因等により、年度計画が実施できなかつたと認められる場合	

#### ①-2 小項目に含まれる個々の実績の評価（重点取組項目の場合）

重点取組項目は「難易度が高く、高い水準で設定するもの」であるため、原則他の項目より一段高い評価とする。

点	定量的な評価が可能なもの	定量的な評価が困難なもの
6	特段の成果が認められる場合	特段の成果が認められる場合
5	年度計画を相当程度上回る成果が認められる場合 (例) 目標が 501 件以上の場合 → 達成度（目標対比）が 105%～ 目標が 101 件以上 500 件以下の場合 → 達成度（目標対比）が 110%～ 目標が 100 件以下の場合 → 達成度（目標対比）120%～	年度計画を相当程度上回る成果が認められる場合
	達成基準に複数項目を設定している場合、全てが 4 点の評価以上であり、かつ 5 点の評価の項目を含んでいる。	
4	年度計画を順調に実施している場合 (例) 達成度（目標対比）が 100%以上	年度計画を順調に実施している場合
	達成基準に複数項目を設定している場合、全てが 4 点の評価である。	
3	年度計画を十分に実施できていない場合 (例) 達成度（目標対比）が 100%未満	年度計画を十分に実施できていない場合
	達成基準に複数項目を設定している場合、1 つでも 3 点の評価が含まれている。	
2	特段の支障が認められる場合	特段の支障が認められる場合
－ (評価不能)	想定しえない重大な外的要因等により、年度計画が実施できなかつたと認められる場合	達成基準に複数項目を設定している場合、評価不能の項目は除外して評価する。

② 小項目評価

評価		①「小項目に含まれる個々の実績の評価」の平均※
V	特段の成果が認められる場合	4.3点以上
IV	年度計画を相当程度上回る成果が認められる場合	3.5点～4.2点
III	年度計画を順調に実施している場合	2.7点～3.4点
II	年度計画を十分に実施できていない場合	1.9点～2.6点
I	特段の支障が認められる場合	1.8点以下
一 (評価不能)	想定しえない重大な外的要因等により、年度計画が実施できなかつたと認められる場合	小項目に含まれる個々の実績の大半が評価不能

※小数点以下第2位を四捨五入※評価不能の項目は除外

③ 大項目評価

評価		②「小項目評価」の結果※
S	特筆すべき進捗状況	特に認める場合
A	計画どおり	すべての項目がIII～V
B	おおむね計画どおり	III～Vの割合が9割以上
C	計画を十分に実施できていない	III～Vの割合が9割未満
D	重大な改善事項あり	特に認める場合

※評価不能の項目は除外

(2) 中期目標期間評価の目安（大項目評価）

第3期中期目標期間中（平成28年度～令和元年度）は、いずれの大項目評価も、毎年度A評価である。そのため、中期目標期間評価については、次のとおりとする。

評価		令和2年度 大項目評価	中期目標期間中の経過
A	目標どおり達成	A	毎年度目標を達成している
A	目標どおり達成	B	ほぼ毎年度目標を達成している
B	おおむね目標どおり達成	C	当初は達成も、最終的には目標未達